

## (参考) 総量規制基準と排水基準の関係

### (1) 指定地域内事業場には、排水基準と総量規制基準の両基準が適用される。

総量規制基準は、特定排水（製造工程排水等）にかかる基準で、1事業場あたりの汚濁負荷量（kg/日）で定められる。

一方、排水基準は、排水口での排水にかかる基準で、一律排水基準（国）とそれより厳しい上乗せ排水基準（県）があり、濃度（mg/l）で定められる。

COD	一律排水基準（国）および上乗せ排水基準（県）
窒素・りん	一律排水基準（国）

### (2) 総量規制基準の遵守義務等

- ① 指定地域内事業場の設置者は、総量規制基準の遵守が義務づけられている。  
(水質汚濁防止法第12条の2)
- ② 知事は、総量規制基準に適合しない排水が排出されるおそれがあると認めるときは、指定地域内事業場の設置者に対し、汚水等の処理の方法の改善その他必要な改善措置を命ずることができる。  
(水質汚濁防止法第13条第3項)
- ③ 排水水の汚濁負荷量を測定し、その結果を記録しなければならない。  
(水質汚濁防止法第14条第2項)

#### 【総量規制基準】

- ・ 工程排水等の特定排水に適用される。
- ・ 事業場全体として規制される。
- ・ 汚濁負荷量（kg/日）

#### 【排水基準】

- ・ 冷却水、雨水等を含む全ての排水に適用される。
- ・ 排水口において規制される。
- ・ 濃度（mg/l）

